

三重大学学術機関リポジトリ研究教育成果コレクション MIUSE 運用指針

制 定 平成 22 年 6 月 7 日

三 重 大 学 附 属 図 書 館

改 正 令和 5 年 10 月 6 日

三重大学情報教育・研究機構情報ライブラリーセンター

第 1 目的

この指針は、三重大学（以下「本学」という。）の研究・教育活動において作成された成果（以下「研究教育成果」という。）を収集し、三重大学学術機関リポジトリ研究教育成果コレクション MIUSE（ミューズ）（以下「MIUSE」という。）に網羅的に蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供するための基本方針を示すことにより、もって研究・教育の発展に資するとともに、社会に対する貢献に寄与することを目的とする。

第 2 定義

- 1 この指針において「登録」とは、研究教育成果を複製し、MIUSE を構築するサーバに格納することをいう。
- 2 この指針において「公開」とは、MIUSE に登録された研究教育成果を、ネットワークを通じて無料で公衆送信することをいう。
- 3 この指針において「非公開」とは、研究教育成果物を非公開としメタデータは公開することをいう。
- 4 この指針において「削除」とは、研究教育成果物を取り下げメタデータは公開することをいう。

第 3 登録

- 1 MIUSE に研究教育成果を登録することができる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。
 - (1) 本学に在籍又は在籍したことがある役員，教職員又は学生
 - (2) その他情報ライブラリーセンター長が適当と認めた者

2 MIUSE に登録することができる研究教育成果は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 登録者が単独又は他と共同で作成した研究教育成果であること。
- (2) 知的財産権に係る法令及び本学の規程等が遵守されていること。
- (3) 次に掲げる事項について、法令上又は社会通念上問題が生じないものであること。

ア 名誉、プライバシー等の人権及び個人情報に関する事項

イ 情報セキュリティに関する事項

ウ 守秘義務に関する事項

- (4) その他公開することについて問題が生じないものであること。

3 登録者は、MIUSE の登録システムを通じて研究教育成果を登録することができる。なお、別に定める手続きにより、登録の代行を国際・情報部図書館チームに依頼することができるものとする。

第4 公開

情報ライブラリーセンターは、登録者から提供された研究教育成果について、登録者が希望する公開の範囲、著作権の所在やポリシー等の権利関係、その他当該成果の公開に係る関係法令等を調査し、確認したうえで、次により取り扱うものとする。

- (1) 公開に支障がない場合

研究教育成果（論文、研究の過程で得られたデータ等）及びメタデータ（論文やデータ等のタイトル、著者や作成者名等）を MIUSE に登録し、公開する。その際、登録者からの申し出や著作権者のポリシーにより、公開の範囲を学内に限定することができる。

- (2) 公開に支障がある場合

登録者にその旨を通知し、当該研究教育成果を返却する。

第5 その他の利用

MIUSE に登録された研究教育成果は、第4により公開するほか、次に掲げる場合に利用することがある。

- (1) 保存及び利用可能性の維持のための複製又は媒体変換を行う場合
- (2) 学内で公開されている他のデータベースと相互の連携を図るため、研究教育成果のメタデータ及びリンク情報を提供する場合

第6 改訂版の登録

登録者は、既に登録された研究教育成果の改版された新しい版を登録することができる。

第7 非公開・削除

- 1 登録者は、第4で公開した研究教育成果について、情報ライブラリーセンターに非公開を依頼し、変更することができる。
- 2 登録された学術情報等の削除は、次の各号に掲げる場合にのみ認めるものとする。
 - (1) 登録者が、理由を付して削除の申請を行い、情報ライブラリーセンター運営委員会の議を経て情報ライブラリーセンター長が認めた場合
 - (2) 登録された研究教育成果が公序良俗に反する、盗用・剽窃によるものである、研究倫理上の問題が生じる、又は内容が学術的観点からみて著しく不適切であると、情報ライブラリーセンター運営委員会の議を経て情報ライブラリーセンター長が決定した場合

第8 責任

登録された研究教育成果の内容に関する責任は、登録者が負うものとする。

第9 事務

MIUSEに関する事務は、国際・情報部図書館チームにおいて処理する。

第10 雑則

本運用指針に定めのない事項について検討の必要が生じた場合は、情報ライブラリーセンター運営委員会において協議するものとする。

附 則

- 1 この指針は、平成22年4月1日から実施する。
- 2 この指針の適用にあたっては、国立大学法人三重大学知的財産ポリシー、及び国立大学法人三重大学知的財産規程等に留意する。